破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１号
北海道夕張郡長沼町曙町２丁目４番２―104号
債務者　立田　政子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第７０５号
盛岡市みたけ４丁目４番10号　藤村下宿
債務者　石橋　昭宏
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３９号
岩手県紫波郡紫波町中島字桜田１番地33
債務者　田中　　優
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４６号
盛岡市本宮字小幅79番地９
債務者　蒲生由里香
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７４９号
盛岡市東仙北２丁目３番７号　東仙北ハイツＣ―21号
債務者　大峠　修子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３５５０号
愛知県尾張旭市新居町寺田3028番地５
債務者　秋田　宗子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６３１号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　609号棟505号室
債務者　山本聖子こと　金　　清子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３３号
愛知県稲沢市中之庄海道町28番地１　中之庄ハイツ203
債務者　森　　啓介
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５５８号
愛知県一宮市小信中島字下郷西14番地　シャトレ愛松尾西Ｖ301号
債務者　浅野　貴嗣
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３２号
兵庫県加東市吉馬1545番地１
債務者　髙瀬　朋彦
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１３３号
兵庫県加東市吉馬1545番地１
債務者　髙瀬　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１３９号
兵庫県加東市上中２丁目16番地　県住上中団地４―104号
債務者　坂本　良二
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５９号
山口県萩市大字椿2764番地２　金谷団地79―103号
債務者　杉原　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第４８５号
香川県高松市国分寺町国分2638番地１パークサイド大道Ｂ101号
債務者　樋口　進一
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９４号
香川県高松市勅使町693番地
債務者　太田　俊明
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４９８号
香川県高松市香川町寺井686番地
債務者　長井　真治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１４５号
岩手県北上市二子町上野79番地35
債務者　渡邉　武野
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで　盛岡地方裁判所花巻支部